

事業者のみなさまへ

神奈川県生活環境の保全等に関する条例 化学物質の自主管理のために

関連条項のあらまし

「生活環境保全条例」の「化学物質対策*」のポイントを説明します。

*第5章「事業所における環境負荷の低減」に規定した「化学物質対策」は、環境保全上の支障を未然に防止するため、一律の規制措置ではなく、総合的・継続的な管理及び配慮を事業者に義務づけています。事業内容（作業や取扱い物質等）や事業所の形態（規模や立地等）に応じた、自主的な取組を求めるものです。

詳細な内容については、マニュアルを参照してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/prtr/manual.html>

関係法令等を次のように略して記載します。

- 生活環境保全条例 : 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年10月17日神奈川県条例第35号)
- 安全性影響度指針 : 化学物質の安全性影響度の評価に関する指針(平成17年1月14日神奈川県告示第13号)
- 適正管理指針 : 化学物質の適正な管理に関する指針(平17年1月14日神奈川県告示第12号)
- P R T R法 : 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)
- P R T R法管理指針 : 指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第1種指定化学物質等及び第2種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(平成17年3月30日 環・通告1)

1 はじめに 関連条項の概要

県への申請・報告などは、**2**を参照してください。

化学物質の適正な管理

→ **3**を参照

第39条 すべての事業者に適用

すべての事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、人の健康や生態系へ悪影響を及ぼすおそれのある化学物質について、適正な管理に努めなければなりません。

化学物質の安全性影響度の評価

→ **4**を参照

第40条の2 指定事業所の設置者に適用

指定事業所の設置者は、環境汚染の未然防止を目的として、P R T R法第1種及び第2種指定化学物質の排出量及び有害性に基づく「安全性影響度」を評価し、その低減について必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

化学物質の削減に向けた取組の推進等

→ **5**を参照

第42条 P R T R法届出対象事業者に適用

P R T R法届出対象事業者は、事業所の環境負荷の低減と地域住民との「リスクコミュニケーション」の推進を目的として、P R T R法第1種指定化学物質の化学物質管理目標を作成し、その達成状況等について知事へ報告しなければなりません。

2 知事への報告等

化学物質関係の規定に関する申請、報告等は次の表のとおりです。

第16条 環境配慮書の提出

対象	内容(配慮事項)	様式	窓口
1 従業員30人以上の指定事業所の設置者	【第39条】 3を参照 適正管理に関すること	通知 標準様式1 (付表2, 2-2)	各地域県政総合センター環境部 (下記以外の市町村) 市環境保全主管課 (横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市)
提出時	【第40条の2】 4を参照 安全性影響度とその低減措置		
許可・変更許可の申請時			

第18条 環境管理事業所の認定申請・更新申請

対象	内容(認定基準)	様式	窓口
2 指定事業所の設置者	【第40条の2】 4を参照 安全性影響度評価の実施とその低減に必要な措置を講じていること	第17号様式	各地域県政総合センター環境部 (下記以外の市町村) 市環境保全主管課 (横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市)
申請時			
認定申請時(更新は3年毎)			

第42条 化学物質管理目標作成・達成状況報告書の提出

対象	内容	様式	窓口
3 PRTR法届出対象事業者	【第42条】 5を参照 化学物質管理目標、取組内容 目標の達成状況、取扱量等	第18号様式 の2	各地域県政総合センター環境部
提出時			
毎年度4月1日～6月30日			

参考 PRTR法の届出

対象	内容	様式	窓口
* PRTR法届出対象事業者	7を参照 排出量、移動量等	様式第1等	各地域県政総合センター環境部 (県を経由し、各所管大臣に届出)
届出時			
毎年度4月1日～6月30日			

3 化学物質の適正な管理 第39条

事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければなりません。

指 針

適正管理指針(条例第40条)

対象事業者

すべての事業者

対象化学物質

条例第2条第5項で定義するもの*

規定事項等

事業者は、指針の各項目に対する化学物質の管理内容を、事業内容や形態等に応じて判断し実施します。

(具体的な取組は、事業形態・規模等に応じて、様々な内容が想定されます。)

環境配慮書の提出 (2参照)

常時使用する従業員の数が30人以上の事業所を保有している指定事業所の設置者は、指定施設の設置等の許可申請する場合(条例第3及び8条)には、当該事業所における化学物質管理の内容を県等に環境配慮書として提出します。

*生活環境保全条例の化学物質の定義

急性毒性物質、慢性毒性物質、発ガン性物質等人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のもの

適正管理指針の項目

1 事業所における適正管理事項

- ① 管理体制の整備
- ② リスクコミュニケーションに関する事項
- ③ 情報の収集及び整理
- ④ 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用
- ⑤ 回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用
- ⑥ 自己監視及び自主測定

2 災害及び事故対策の実施

3 化学物質を含む廃棄物の適正保管と適正処理

4 化学物質の安全性影響度の評価 第40条の2

環境汚染の未然防止を目的として「安全性影響度」を評価し、その低減について必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

指 針

安全性影響度指針（条例第40条の3）

対象事業者

評価対象物質を取り扱う指定事業所の設置者

評価対象物質

P R T R 法第1種及び第2種指定化学物質

規定事項等

- ① 事業者は、指定事業所の安全性影響度を評価します。
- ② 安全性影響度の低減に必要な措置を講じます。
- ③ 毎年度更新し、目標の達成状況を確認します。

環境配慮書の提出（2参照）

常時使用する従業員の数が30人以上の事業所を保有している指定事業所の設置者は、指定施設の設置等の許可申請する場合（条例第3及び8条）には、当該事業所における安全性影響度とその低減措置の内容を県等に環境配慮書として提出します。

環境管理事業所の認定基準（2参照）

「安全性影響度の評価の実施とその低減のための措置を講じること」は、条例第18条「環境管理事業所の認定」の基準ですので、申請する場合はその内容を提出します。

安全性影響度の評価手法

事業所の周辺環境への影響の大きさを評価し、認識するための統一的手法です。

評価方法の概要

評価対象物質ごとに【排出量×毒性係数】を算出し、合計値を当該指定事業所の「安全性影響度」として評価します。毒性係数は、「人の健康への影響」と「生態系への影響」について定めています。

評価結果の活用

- ①優先的に低減措置を講じる物質を選定して具体的な目標を定め、対策を適正に実施します。
- ②条例42条「化学物質管理目標」を作成する際の指標とすることもできます。
- ③P R T R データ（第1種のみ）を利用して、同業他社との比較等ができます。

*算出の詳細は「マニュアル」（表紙参照）を参照してください。

5 化学物質の削減に向けた取組の推進等 第42条

化学物質の排出抑制に向けてより具体的に取組を推進します（化学物質管理目標の作成と報告）。地域住民とのリスクコミュニケーションを推進します（情報提供等）。

対象事業者

P R T R 法届出対象事業者*1

報告対象物質

P R T R 法第1種指定化学物質

規定事項等

- ① 対象事業所の化学物質管理目標を作成します。
- ② 毎年4月1日から6月30日までのP R T R 法届出時に、各地域県政総合センター環境部へ報告書を提出します。（報告項目は右記参照）
- ③ 県民への情報提供に努めます*2。

*1 P R T R 法届出対象事業所が、取扱量の削減等により届出が不要となった場合でも、次年度については、取扱量と達成状況を報告します。

*2 平成13年度からP R T R 法に基づいて化学物質の排出量等の届出制度が始まったことで、県民、事業者、行政が化学物質の排出情報を共有できるようになりました。生活環境保全条例第42条の報告事項については知事が取りまとめ、その結果を公表します。また、化学物質管理目標及びその達成状況に関する情報を、事業者は、自ら県民に提供するよう努めなければなりません。情報提供する方法は規定していませんが、周辺住民にとって入手しやすい方法であることが大切です。

報告概要

報告時期 毎年4月1日から6月30日まで

報告窓口 各地域県政総合センター環境部

報告項目 ①取扱量と用途
②管理目標と取組内容
③目標の達成状況など
(P R T R 法届出は、④排出量⑤移動量)

管理目標の作成手順(例)

1 事業所の評価 安全性影響度指針による評価等

↓

2 優先項目の抽出 比較的環境負荷の大きい工程・物質等
(選定理由)

↓

3 指標の選定 排出量、移動量等から選定

↓

4 取組内容の検討 適正管理指針の項目に対応する内容等
(より効率的な技術導入や自主測定など)

↓

5 目標の作成 具体的な数値目標等の決定
(排出量を〇〇kg削減等)

6 リスクコミュニケーションへ向けて

化学物質関係の規定は、利害関係者間のコミュニケーションを図ることで環境汚染を未然に防止することを目的としています。

P R T Rデータが公表され、市民、NGO等の関心も高まりつつあります。事業者の皆さんは、地元の住民の方に対して、自らの化学物質の取扱い、排出、管理の状況などについて情報提供に努めることが求められています。

その際、気を付けなければならないことは、自社にとって都合の良い情報ばかりでなくて、問題となっているような都合の悪い情報も提供するということです。昨今の事故等を見ても、情報を隠そうとする企業には、市民も「まだ隠していることがあるのではないか？」と疑心暗鬼になりがちです。逆に、市民は、包み隠さず情報提供してくれる企業には信頼感を抱く、という調査結果も出ています。「正直、率直、オープンになること」が、地元住民との**信頼関係を築く上で重要**といわれています(※)。

※ Risk and Decision Making, U.S. Environmental Protection Agency, April, 1988, OPA-87-020

方法例 1 対話集会の開催

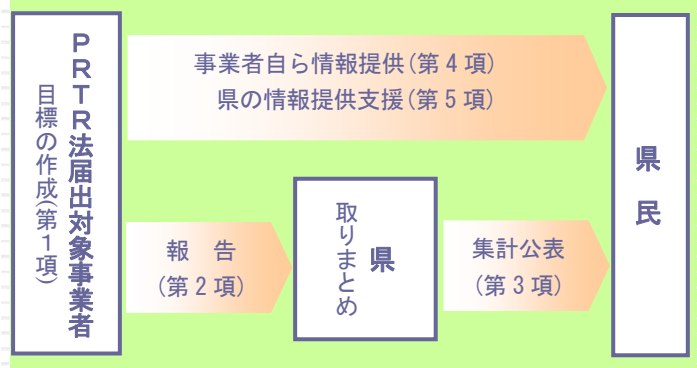
化学物質対策を始めとした条例第5章に掲げる「事業所の環境負荷の低減の取組について」、周辺住民と意見交換を行う「場」を共有することは、大変重要です。

県ではモデル的に「環境対話集会」を開催し、ホームページ等で開催準備や広報のなどの開催に係る事例を紹介しており、対話集会の開催に向けた企業の取組をバックアップしています。

方法例 2 管理状況の情報提供

事業所の環境リスク情報を周辺住民が入手しやすい方法で提供することが大切です。県では、情報提供支援のため、生活環境保全条例第42条情報をホームページで公開します。

情報の流れ(生活環境保全条例第42条)



7 P R T R法と条例

P R T R法は、P R T R制度とMSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

P R T R法との関係

	P R T R法			条 例		
	P R T R届出	MSDS制度	管理指針	第42条報告	指 針	
					安全性影響度	適正管理
対 象	業 種	23業種	指定化学物質等 取扱事業者*1	23業種	指定事業所 の設置者 [4参照]	すべての 事業者 [3参照]
	規 模	常用雇用者数 21人以上		常用雇用者数 21人以上		
	取扱量	1トン以上		1トン以上		
	物 質	第1種	第1種・第2種	第1種	第1種・第2種	条例定義
届 出	時 期	毎年4~6月	無*2	無	[2参照]	[2参照]
	内 容	排出量 移動量				
県民への 情報提供	規定有	無*2	規定有	規定有 [5、6参照]	規定有	規定有

*1: P R T R法第1種及び第2種指定化学物質(を含む製品等)を製造または使用する事業者

*2: MSDSは、製品の輸入・製造・加工・流通の各段階の事業者間での取引において提供されるものであり、提供先はあくまで事業者となりますので、一般消費者は提供の対象ではありません。

P R T R法管理指針

指定化学物質等取扱事業者が化学物質の管理に關して一般的・業種横断的に講ずべきと考えられる事項をガイドラインとしてまとめたものです。

- 管理体制の整備や化学物質の排出量の抑制に関する事項
 - ①化学物質の管理の体系化 ②情報の収集、整理等 ③ 管理対策の実施
- 化学物質の使用量の合理化を図るための事項
- リスクコミュニケーションに関する事項
- MSDSの有効活用に関する事項